

シンポジウム

部落史研究の到達点と課題（現代）

——『部落解放史』全三巻発刊の意義——

友 永 健 三

はじめに

一九七五年以降八八年末までを時期区分とした「現代の部落問題」については、主として筆者が担当しました。ただ部落差別の実態と解放教育の動向については、それぞれ三輪嘉男先生と梅原達也先生に執筆いただきました。そこで、本日の報告としては、①この時期の内外情勢の特徴、②部落解放運動の展開、③今日の部落差別の実態、④部落解放運動の新たな段階、⑤今後の展望、の柱にそっておこないたいと思います。

なお、この時期の特徴は、そのほとんどが自らが直接参

加してきた課題であり、多分に現在進行形であるということとです。そこで『部落解放史—熱と光を』下巻の、現代の部落問題に関する記述に対する評価は、後世の判断にまたねばならないと思っています。

一、この時期の内外情勢の特徴

一九七五年以降の部落解放にむけた歩みをふりかえってみると、国際情勢と国内情勢、さらには部落解放運動をめぐる動向が、それぞれ相互に影響を与えながら、多少の時期的なズレはあれ、ほぼ同様の軌跡を描いているといえます。

まず、この時期の国際情勢をみると、アメリカのレーガン大統領の登場（一九八〇年一月）に象徴される第二次冷戦時代の到来を思わせた時期とソビエトのゴルバチョフ書記長の登場（一九八五年三月）に象徴される新デタント時代の幕あけの二つの大きな局面の変化がありました。

また、国内情勢をみても、中曽根首相の登場（一九八二年一月）によって公然と打ち出されてきた臨調行革・軍拡路線、戦後政治の総決算路線が強化された時期と、大型間接税導入反対運動のかつてない高揚（一九八七年四月）に象徴される平和と民主主義を求めた勢力が力を回復してきた時期の二つの大きな局面の変化がありました。（補注・今日この流れは一九八九年七月に実施された参議院選挙において保革が逆転したことに、より明確に示されています。）

以上に紹介したような、内外情勢の相対立する二つの局面の劇的な変化は、部落解放運動をめぐる動向にもあらわれています。その一つは、狭山差別裁判糾弾闘争に關して上告棄却（一九七七年八月）について再審棄却（一九八〇年二月）がなされたこと、さらには、地域改善対策協議会において基本問題検討部会報告（一九八六年八月）が出され、地域改善対策室より「啓発推進指針」（一九八七年三月）が出されたことなどに象徴される同対審答申否定と部

落解放運動弾圧路線の強まりです。一方、一九八五年以降こうした一連の攻撃をハネ返す動きも強まってきました。そのことは、部落解放基本法制定要求国民運動の本格的結成（一九八五年五月）や反差別国際運動の結成（一九八八年一月）、さらには新潟県神林村に対して未実施地域についても同和対策事業の実施を求めた新潟地裁の判決（一九八八年一月）や糾弾権を憲法に基づいて評価した八鹿高校差別事件糾弾闘争に關連した大阪高裁の判決（一九八八年三月）に示されています。

二、部落解放運動の展開

さて、一九七五年以降の部落解放運動の展開は、①三大闘争の展開、②国民運動の拡がり、③反差別国際運動の開始、の三つに分けて説明することができます。①

まず、三大闘争の展開ですが、その一つは狭山差別裁判糾弾闘争です。先にも少しふれて紹介しましたように、この時期に上告棄却と再審棄却が相次ぎ、現在、第二次再審が取り組まれています。これらの闘争にもかかわらず石川一雄氏の無罪釈放は達成されていませんが、部落問題に取り組む人の輪が拡がったこと、同盟休校という高度な闘いが経験されたこと、日本の警察や裁判所などの人権無視の

実態が多くの人びとに知られるようになってきたこと、などの成果があがっています。また、この間、免田事件や財田川事件さらには徳島ラジオ商殺し事件に關して相次いで再審無罪がかけられてきていますし、代用監獄制度に象徴される、えん罪を生み出している日本の司法の現状に対する国際的批判がかつてなく高まっています。このような有利な条件を生かしつつ狭山差別裁判糾弾闘争の勝利をめざした運動が粘り強く展開されています。

次に、部落地名総鑑差別事件糾弾闘争ですが、一九七五年一月にこの問題が発覚して以降十数年が経過しようとしています。今日なお、この事件の真相（例えば作成・販売者は誰で、何部印刷され販売されたかなど）は糾明されつくされていません。それどころか一九八八年七月には、いまだに部落地名総鑑を利用して差別をしている企業があるとの投書が関係方面に寄せられています。（補注・一九八九年五月に入り、パソコンとアマチュア無線を使っておこなわれているパケット通信システムを利用して大阪や和歌山の部落の名前や所在地などが大量に流されるという新しい事件が発覚しています。ところが、部落地名総鑑差別事件を解決する責任を負っている法務省人権擁護局は一九八九年七月、これ以上の糾明は困難だとして一方的な終結宣言を報道関係者に発表するといふ暴挙を行っていま

す。）

しかしながら十数年に及ぶ糾弾闘争の中で多くの成果も獲得されてきています。例えば、今日なおも部落差別は深刻な状況にあることが明らかにされましたし、部落地名総鑑を購入した企業の大半が反省し、東京や大阪などで同和問題企業連絡会が結成されています。さらに、一九七七年一月には労働省は一〇〇人以上の従業員を抱える事業所に企業内同和問題研修推進員制度を設置するよう行政指導を行っています。その他、大阪では一九八五年三月に大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例が制定されています。これらの諸成果を踏まえつつ、部落地名総鑑の根絶をめざした闘いは続けられています。（補注・詳しくはブックレット16 友永健三著『部落地名総鑑事件―その教訓と課題―』一九八九年七月を参照。）

三点目に特別措置法の強化改正・部落解放基本法の制定を求めた運動の展開について紹介しておきましょう。この分野における闘いは、同対審答申の否定、特別措置法の打ち切りを狙う反動差別勢力と、同対審答申の精神に立って特別措置法の強化改正、さらには部落解放基本法の制定を求める勢力とのし烈なせめぎあいであったといえます。

結果は、一九七八年一〇月の特別措置法の三年延長、一

九八二年三月の地域改善対策特別措置法の制定、さらには一九八七年三月の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）の制定という経過をたどりました。

こうした経過をふまえていえることは、後退を余儀なくされてきたとはいえ、同対審答申否定、法打ち切り路線（地対協路線）を打ち破り、法の存続をかちとってきたことは、この時期、日本の労働運動や民主運動が強いられ、極めて困難な状況と比較したとき、闘いの成果として評価することができると思います。

現在、地対財特法を活用することによって残事業の解決に取り組むとともに、地対財特法の限界を明らかにする闘い——部落の教育や労働面の実態改善ができない、また差別事件に対しては全く無力で差別意識の撤廃も十分取り組めないことなど——が取り組まれ、あくまでも部落解放基本法の制定が必要だとした第一期の運動が展開されています。

次に、この時期の運動の特徴として国民運動が拡大してきたことがあげられます。このことは、まず、一九七五年一二月の部落解放中央共闘会議の結成に示されます。これは総評を中心とする労働運動と部落解放運動が連帯を本格化してきたことを意味しています。この部落解放共闘会議

は地方レベルでも結成されています。

次いで、部落地名総鑑差別事件糾弾闘争が展開されることの中から民間企業の中においても部落問題に関する取り組みが始まり、東京や大阪などで、同和問題企業連絡会が結成されるに至ったことが、国民運動の一層の拡大をもたらしました。

さらに、一九七九年八月から九月にかけてアメリカのプリンストンで開催された第三回世界宗教者平和会議における差別発言に対する糾弾闘争が展開される中から、同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連）が一九八一年六月に結成されました。この同宗連についても各地に地域同宗連が結成されています。

そして、これらの国民運動の拡がりや総結集されたものが、一九八五年五月に本格的に結成された部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会です。この実行委員会は、各地方段階でも組織されていますが、部落解放同盟はもとより、労働組合や企業者、宗教者や教育関係者、さらには学者・文化関係者も参加しており、部落解放運動史上かつてなかった国民運動の拡がりが見られます。

この時期の部落解放運動の第三の特徴としては反差別の国際運動が本格化してきたことがあげられます。一九七七年の一二月には国連のマルク・シュライバー元人権部長を

招いた講演集会が開かれましたし、一九八〇年一二月には海外より四名のゲストを招いた国際人権シンポジウムが、さらに一九八二年一二月には海外より六名のゲストを招いた反差別国際会議（第一回）が、そして一九八三年一二月には世界人権宣言三五周年記念集会が国連より三名のゲストを招いて開催されました。

また、部落解放同盟や部落解放研究所の代表が国連の人権関係会議に積極的に参加するとともに、アメリカやヨーロッパ、アフリカやアジアにおいて差別と闘う人びととの連帯を重ねていきました。例えば、このことは一九八三年八月の人種差別と闘う第二回世界会議への参加、一九八四年八月の第四回世界宗教者平和会議への参加などに示されています。

こうした一〇年を超す国際連帯活動の蓄積をふまえて、一九八八年一月、反差別国際運動（IMADR）が結成されたのです。反差別国際運動の立脚点は世界人権宣言にあります、その目的は全世界における一切の差別撤廃にあります。この組織には、日本だけでなく、アメリカ、ベルギー、フランス、西ドイツ、南アフリカ等において差別と闘う人びとが参加しています。反差別国際運動は一九八八年一二月、海外から六名のゲストを招いて第二回反差別国際会議を開催し、全世界に差別撤廃の取り組みを強めるよう

にアピールを採択しています。

反差別国際運動の結成は、水平社宣言の精神の具体化であり、部落解放運動の新たな段階への突入を象徴する出来事でもありました。

三、今日の部落差別の実態

部落解放運動の今後の展望を考察するためには、今日の部落差別の実態を、まず明らかにする必要があります。周知のように、この問題については鋭い意見の対立がありますが、部落差別の実態を一面的にとらえるのではなく、弁証法的にとらえる必要があります。

例えば、部落の住環境面の改善をみたときこれまでの取り組み、とりわけ同対審答申以降の取り組みによって七割程度達成されてきたといわれています。しかし一方で、三割程度の残事業がありますし、早い時期に実施された事業については老朽化が著しく今日の水準に満たないものも少なくありません。さらに深刻な問題としては、全国におよそ一、〇〇〇カ所もの部落が同和事業を実施しないまま放置されているという問題があります。（補注・この未実施地域の問題については人権ブックレット15「北孔介著『放置された一〇〇〇部落—事業未実施地域をみて—』一九八

九年七月が詳しい。

次に、部落の生活や教育、さらには労働の実態についてもこれまでの取り組みによって一定改善がはかられてきました。例えば、高校進学率は同対審答申が出された頃は全国平均の半分以下といった状況にあったものが、今日では数パーセントの差まで接近してきていますし、仕事の問題についても地方自治体に採用される人が少しづつ増えてきています。しかし、一方で、生活保護受給者の比率が全国平均と比較して六、七倍であるという状況は、ここ二〇年間ほとんど変化していませんし、高校進学についても中途退学者の問題があるため、卒業時点で比較すると、今日でも一〇パーセント以上の格差が存在しています。大学進学でみると部落のそれは全国平均の半分程度だという問題があります。仕事の問題についても行政改革が強行される中で、これまでのように地方自治体に採用されるということが極めて困難になってきています。

差別事件や差別意識の現状をみても同様のことがいえます。確かに、糾弾闘争を軸とする部落解放運動の果敢な展開によって、今日部落問題に取り組む人びとの輪は大きく広がってきています。その結果、部落出身者と部落外の人との結婚も増えてきています。

けれども、毎年、差別によって破談になる事件が生じて会で挨拶に立った、部落解放同盟の上杉佐一郎委員長は、部落解放運動の新たな創造と飛躍を訴えて、次のように述べています。

一九二二年に、全国水平社が創立されて以来六六年が経過しました。昨年一〇月の奈良全研において、私は、これまでの歴史を運動論的に概括し、部落解放運動が、第三期の新たな時代を迎えていることを申し上げました。

すなわち、一九五五年の部落解放同盟への改組までの三三年間を、糾弾闘争主導の時代、それ以降「地対財特法」が成立するまでの三三年間を、行政闘争主導の時代と特徴づけ、それぞれを第一期、第二期と位置づけたわけでありませぬ。

それでは、これからの第三期の部落解放運動は、どのように特徴づけられるかと言いますと、平和・人権・民主主義を基軸とした国内外における共同闘争主導の時代であろうと思うわけです。

筆者も、この提起に賛同するものですが、第三期の部落解放運動の柱としては、①部落の完全解放を明確に展望した運動、②反差別・周辺共闘の強化、③反差別国際運動の強化、の三点があげられるでしょう。

次に、それぞれの柱の具体的な内容について、ごく簡単

にいますし、たとえ結婚にこぎつたとしても猛烈な反対に直面した例がほとんどです。また、就職の面における差別も依然として深刻で、「部落出身者は採らない」とする差別事件があとを断ちません。悪質な差別落書や差別投書は続発していますし、差別事件をひきおこし、部落解放同盟はもとより関係行政から差別だと指摘されても居直り続けるといった差別事件も次第に増えてきています。

以上、ごく簡単に紹介した、今日の部落差別の現状の特徴をみたとき、これまでの努力によって改善されてきた面は成果として正當に評価しつつも、残されているなおも深刻な部落差別の実態については、これから本格的な取り組みが求められるといえまじょう。その点では、「部落差別は基本的には無くなった。ごく一部遺物が残されているにすぎない」という、一部の人びとによって主張されている部落差別の現状認識は、基本的に誤っているといわねばなりません。

四、部落解放運動の新たな段階

一九八〇年代の後半に入り、部落解放運動は新たな段階に突入したといえまじょう。

一九八八年三月二日、大阪で開催された第四五回全国大

にふれておきたいと思ひます。

まず、部落の完全解放を明確に展望した運動としては、運動の力点を住環境の改善から教育の向上と仕事の保障に移していくこと。さらには差別事件に対する闘争を強化するとともに、差別意識の撤廃にむけた取り組みを充実していくことが求められています。そして、これらの課題を効果的に遂行していくために部落解放基本法の制定が必要なのです。

次に反差別・周辺共闘の強化にむけた闘いですが、部落差別は単独に存在しているのではなく、他の差別と密接にからみあって存在しています。そこで、部落の完全解放を展望したとき、他の差別の撤廃と結びつけて闘っていくことが必要です。その点ではこれまで以上に、部落解放運動が一切の差別撤廃運動に参加していくことが求められています。

また、歴史的にみても、また現状からみても部落に対する差別意識が最も濃厚な地域は部落の周辺地域です。ところが、これらの地域は、部落とさほど異ならない困難な状況に放置されているところが少なくありません。

部落の完全解放を展望するならば、これら部落の周辺地域への目的意識的な共闘を強めていくことが必要です。

さらに、反差別国際運動の強化という課題ですが、この

課題は国際化があらゆる分野において急速に進行している近年、とくに重要な課題となっています。具体的には、南アフリカのアパルトヘイトを支えている日本の企業は、国内において部落差別をはじめとした差別を利用していません。同様に東南アジアにおいて、現地の人びとを差別的に雇用している企業は、日本の国内において部落差別をはじめとした差別を利用していません。こうして、今日、部落の完全解放を考えるならば、世界の差別撤廃と結びつけて、それを考えていくことが迫られているのです。そしてこのことこそが反差別国際運動の結成にもつながったのです。

反差別国際運動の当面する課題は、①南アフリカのアパルトヘイト撤絶にむけた闘いを飛躍的に強化すること、②アジア・大洋州人権情報センターを設置し、アジア・大洋州の人権状況の改善に役立てること、③日本人種差別撤廃条約の早期完全批准を実現すること、の三点です。

なお、これら、第三期の部落解放運動を成功裏に展開していくためには、部落解放理論の更なる発展と部落解放同盟ならびに部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会、そして反差別国際運動などの諸組織の一層の強化が求められています。

五、おわりに―今後の展望

最後に、今後の部落解放運動の展望について、筆者は次のように指摘しておきました。少々長くなりますが、それを引用して、報告を終えたいと思います。

一九二二年三月三日、全国水平社の創立大会で採択された水平社宣言は、部落が歴史的に果たしてきた役割と、部落解放運動が今後果たさなければならない役割を見事に指摘している。すなわち過去の日本の歴史の中で、部落の人びとは日本の産業を支え、文化の形成と発展に重要な役割を果たしてきたことを明らかにし、部落解放運動が日本人権確立と民主主義の発展はもとより、全人類の解放をめざすことを高らかに宣言したのである。

二一世紀を目前にして、今、日本は幕末以降、明治維新、太平洋戦争について三度目の重要な歴史的転換点に立っている。この時に、国粋主義を煽り軍備増強に走ることは、日本を破滅の淵に追いやることになる。我々は、一九〇五年の日露戦争に勝利したことに驕り高ぶり軍国主義に身をゆだねたその後の日本の結果が、一九四五年八月の無条件降伏であったことを深く教訓とすべきである。

日本が進むべき道は、ジェシー・ルイス・ジャクソン師がいみじくも指摘したように、経済は黒字だが人権は赤字と批判されている日本を、人権黒字への道にすめることであり、平和擁護と人権確立・国際協定の道でなければならぬ。部落解放運動が、今まさに切り開かんとしている新たな運動の方向はこの道である。

永年にわたる部落解放を求めてきた歴史をかえりみると、部落解放運動の前途には、なお多くの困難が待ち構えているであろう。しかし、幸いなことに我々が生きている現代世界は、体制の違いを越えて核兵器の廃絶と差別の撤廃を強力に求める時代になろうとしている。なぜならば、核戦争の勃発は人類の滅亡を意味するし、差別の放置と強まりは、ホロコースト（大量虐殺）をもたらすからである。

それゆえに、核兵器の廃絶と差別の撤廃という課題は、発展途上国であれ資本主義国であれ、また社会主義国であれ、その立場を越えて時代の要求する課題となってきた。さらに一国内においても、その人の立場がいかなる立場にあらうとも、つまり、労働者であれ経営者であれ、宗教者であれ教育者であれ、さらには芸術家であれ政治家であれ、核兵器の廃絶と差別撤廃は、公然とは否定し得ない課題となってきた。

しかし、核兵器の廃絶と差別の撤廃は、自動的に安易に達成されるものではない。核軍拡によって膨大な利潤を得ることをあくまでも追い求める、死の商人は存在している。また差別対立を利用することによって、自らの利己的な特権を維持しようとする反動差別勢力も存在している。

部落解放運動は、核兵器の廃絶と差別の撤廃を求める国内外の広範な諸勢力としっかりとした連帯を作り出し、軍拡と差別の強化によって利潤をあげ特権を擁護しようとする反動差別勢力を封じ込めることによって、部落の完全解放と一切の差別撤廃、さらには恒久的平和達成の展望を切り開いていくであろう。（『部落解放史―熱と光を』下巻三一〇―三二二頁）